



人と司法をつなぐ。

裁判所 採用案内

平成26年度

COURT OF JUSTICE
RECRUITMENT GUIDANCE

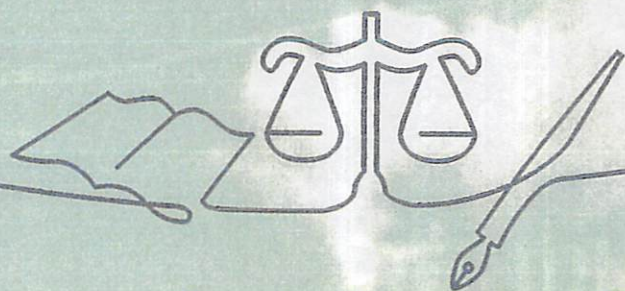
裁判所

人と司法をつなぐ。 裁判所

裁判所は、公平な裁判を通して人々の権利と自由を守り、法を実現しています。

ここでは、刻々と変化する社会情勢に対応しながら、常に職務に必要な知識や経験を高め、

人と司法をつなぐ裁判所を支える人たちが活躍しています。



最高裁判所

CONTENTS

裁判所の組織	01
裁判所職員の職種	02
先輩職員からのメッセージ	03



裁判所事務官 編...03



裁判所書記官 編...05



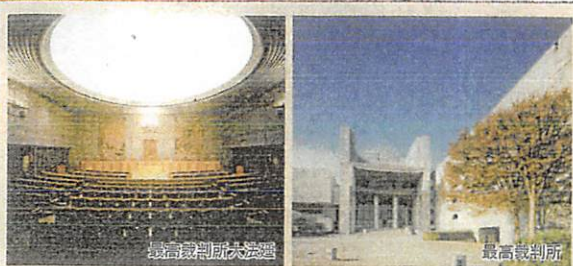
家庭裁判所調査官 編...07

対談・インタビュー企画 ～各職種の役割とは～	09
研修制度	11
裁判所職員総合研修所	13
待遇	15
採用試験	16



裁判所の組織

我が国の裁判所は、最高裁判所の下に高等裁判所があり、
高等裁判所の下に地方裁判所及び家庭裁判所があり、
さらに、地方裁判所の下に簡易裁判所があります。



最高裁判所

最上級、最終の裁判所で、高等裁判所の裁判に対する不服申立て(上告、特別抗告)を取り扱います。

法律や政令が合憲か違憲かについて最終的に判断を下すので、「憲法の番人」とも呼ばれています。

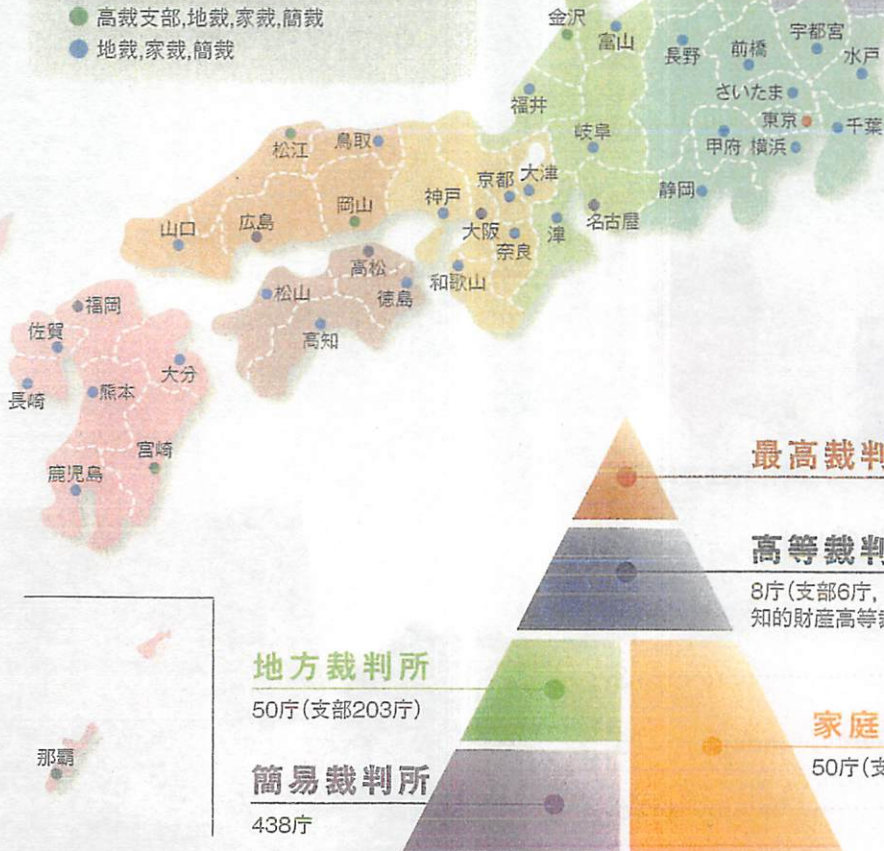


高等裁判所

地方裁判所、家庭裁判所等の裁判に対する不服申立て(控訴、抗告)などを取り扱います。また、東京高等裁判所の特別の支部として、知的財産高等裁判所が置かれています。

【凡例】

- 最高裁、高裁、知財高裁、地裁、家裁、簡裁
- 高裁、地裁、家裁、簡裁
- 高裁支部、地裁、家裁、簡裁
- 地裁、家裁、簡裁



地方裁判所

民事訴訟、刑事訴訟の第一審を簡易裁判所と分担して取り扱うほか、執行・倒産事件なども取り扱います。



家庭裁判所

家事事件、人事訴訟事件及び少年事件などを取り扱います。



簡易裁判所

比較的小額の民事訴訟と比較的軽い罪の刑事訴訟の第一審を取り扱うほか、民事の調停なども取り扱います。

最高裁判所

高等裁判所

8庁(支部6庁、知的財産高等裁判所)

家庭裁判所

50庁(支部203庁)

地方裁判所

50庁(支部203庁)

簡易裁判所

438庁

裁判所職員の職種

裁判所事務官

裁判所事務官は、各裁判所の裁判部や事務局に配置されています。裁判部では裁判所書記官のもとで各種の裁判事務に従事し、事務局では総務課、人事課、会計課等において司法行政事務全般に従事します。

裁判部と事務局は、互いに連携を図りながら活動しています。社会環境の変化、経済事情の変動及び価値観の多様化等によってますます増大する司法へのニーズに的確に対応し、適正で迅速な裁判を行うため、裁判所事務官は様々な部署で活躍しています。



先輩職員からの
メッセージ

P3・P4へ
GO!

裁判所書記官

裁判所書記官は、法律の専門家として固有の権限が付与されており(裁判所法第60条)、その権限に基づき、法廷立会、調書作成、訴訟上の事項に関する証明、執行文の付与のほか、支払督促の発付等を行います。

さらに、法令や判例を調査したり、弁護士、検察官、訴訟当事者等と打合せを行うなどして、裁判の円滑な進行を確保することも大きな役割の一つです。裁判所書記官が立ち会わないと法廷を開くことができないので、裁判所書記官はどの裁判所にも配置されています。

*裁判所書記官になるためには、裁判所事務官等として一定期間勤務した後、裁判所職員総合研修所入所試験に合格し、同研修所で約1～2年の研修を受ける必要があります。



先輩職員からの
メッセージ

P5・P6へ
GO!

家庭裁判所調査官

家庭裁判所は、夫婦や親族間の争いなどの家庭に関する問題を家事審判や家事調停、人事訴訟などによって解決するほか、非行を犯した少年について処分を決定します。いずれも法律的な解決を図るだけでなく、事件の背後にある人間関係や環境を考慮した解決が求められます。

家庭裁判所調査官は、このような観点から、例えば、離婚、親権者の指定・変更等の紛争当事者や事件送致された少年及びその保護者を調査し、紛争の原因や少年が非行に至った動機、生育歴、生活環境等を調査します。

*家庭裁判所調査官になるためには、家庭裁判所調査官補として採用後、裁判所職員総合研修所に入所し、約2年間の研修を受ける必要があります。



先輩職員からの
メッセージ

P7・P8へ
GO!

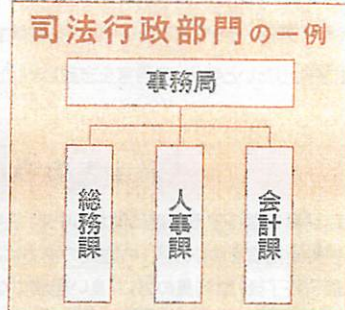
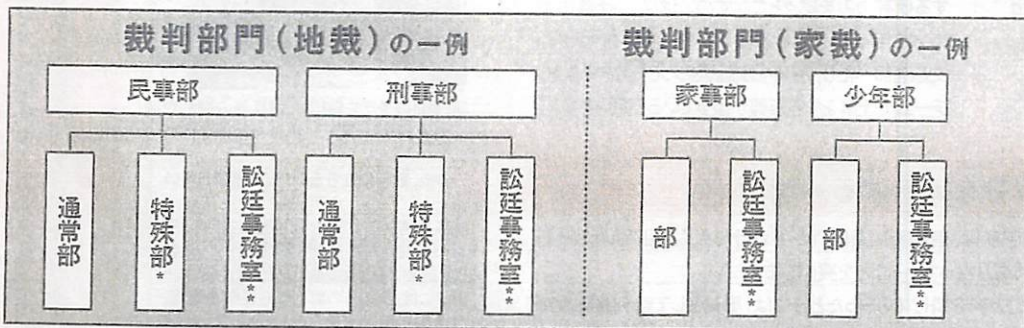
*上記以外にも、裁判所には様々な職種があります。

各裁判所の組織は、大別すると、

「**裁判部門**」と「**司法行政部門**」に分けられます。

「**裁判部門**」では、各種の事件を裁判官が審理・裁判しますが、その裁判を支える職種として、裁判所書記官、家庭裁判所調査官、裁判所事務官等が置かれています。

「**司法行政部門**」では、事務局(総務課、人事課、会計課等)が設置され、裁判事務の合理的・効率的な運用を図るため、人や設備などの面で裁判部門を支援する職務を裁判所事務官等が行っています。



* 特殊部：民事部では、破産事件や再生事件を処理する部や執行事件を処理する部などがあります。刑事部では、令状の事務を専門的に行う部などがあります。
** 訴訟事務室：事件の受付や既済事件の記録の管理を行うほか、部に所属する職員のための庶務的な仕事をしています。

事務官

裁判部

平成23年採用

現在の仕事内容

民事部に所属し、書類の受付、裁判期日の呼出状や判決書の発送準備など、書記官を補助する仕事をしています。

また、代理人の弁護士と裁判の日程調整を行ったり、証人に宣誓書や旅費日当の請求書の記載方法を説明するなど、裁判を円滑に進められるように様々な立場の方とやりとりをするのも、私の重要な仕事です。

事務官を志望した理由

大学在学中に、裁判を傍聴し、裁判官や書記官が実際に法廷内で働く姿を見て、裁判を通して人の役に立てる仕事に魅力を感じ、事務官を志望しました。

私は法学部出身ではなかったので、採用されて間もない頃は、法律知識の少なさに不安を感じていましたが、必要な知識は日々の職務の中で身に付けることができ、また、研修制度も大変充実していて、不安はすぐに解消されました。

社会とのつながりを実感する一場面

注目されている裁判でテレビカメラによる法廷内撮影があり、報道記者が何人も法廷に入り、傍聴人も多数に上ったことがありました。この裁判は、報道でも大きく取り上げられ、社会的な関心の高さを実感しましたし、社会的に意義のある職務に就いていることを改めて感じ、身の引き締まる思いがしました。

仕事上心掛けていること

裁判部では、裁判官、書記官、事務官が連携して仕事をしているため、チームワークや職員同士の情報共有が重要です。適正・迅速に仕事を処理できるよう、日頃から互いの仕事の進み具合を把握し合うなど、コミュニケーションを密に取ることを心掛けています。

また、来庁者には、裁判手続に不安を感じている方も多いため、常に笑顔で丁寧な応対を心掛けています。

職場の雰囲気

裁判所というと「堅い」というイメージを持つ方も多いと思いますが、実際はとても明るく活気のある職場です。

仕事をする中で、疑問点や一人では解決できない問題も出てきますが、そのような時は、職員同士で率直に意見交換を行って解決に導くなど、皆が生き生きと仕事をしており、とても働きやすい職場だと感じています。



熊本地方裁判所 民事部

増田 朱香

Ayaka Masuda

～ある日の私～



始業後は、まず部内ミーティングが開かれ、その日の開廷予定などの情報を部の全員で共有します。そして、自分がやるべき仕事とその優先順位を確認した上で仕事に取り掛かります。

午前中は、開廷表の掲示、裁判に関する文書の作成や書類の受付等を行います。

午後は、主に電話や窓口の応対を行い、部内で作成された文書の確認と発送を行います。

夕方には、翌日の仕事を確認、整理し、翌朝スムーズに仕事に着手できるように準備しています。

先輩職員からのメッセージ 裁判所事務官 編

裁判所は、適正で迅速な裁判により国民の権利や自由を守る、最終的なやりとりの場であり、裁判所職員はいつの時代でも裁判所がこのような役割を果たすことができるよう、刻々と変化する社会情勢に対応しながら職務を行っています。

事務官

裁判部

平成23年採用

現在の仕事内容

刑事部に所属し、検察官や弁護人との間で書類の受け渡しや裁判の日程調整を行うなど、主に書記官の事務を補助しています。

裁判が開かれる際は、証人や通訳人を法廷に案内し、宣誓書などの書類に必要事項を記入してもらうなど裁判の円滑な進行をサポートする仕事をしています。

また、裁判員を選任する手続においては、来庁した裁判員候補者の案内等を行っています。

事務官を志望した理由

裁判員制度が始まったことなどにより国民の裁判所に対する関心が高まる中で、国民にとって利用しやすい司法サービスを提供する仕事に携わりたいと考え、事務官を志望しました。

社会とのつながりを実感する一場面

裁判員を選任する手続に関わる中で、裁判員制度は、裁判員に選ばれた方だけでなく、選ばれなかった裁判員候補者をはじめ多くの国民の協力によって成り立っていることを実感します。

裁判終了後、裁判員の方に「良い経験になった」と声を掛けてもらったときには、職員として裁判員制度の一端を担っていることを嬉しく思いました。

仕事上心掛けていること

被告人の人権と密接に関係する刑事事件をはじめ全ての裁判手続においては、法令等の根拠に基づいて適切な事務処理を行うことが必要となります。

そのため、私は、自分が今行っている仕事の根拠は何かを常に意識するよう心掛けています。普段から根拠条文等に当たる癖を付けることで、初めての案件に遭遇した場合でも、根拠に当たりながら丁寧に考えていくことで、柔軟な対応ができると思います。

職場の雰囲気

明るく、雰囲気の良い職場です。それぞれが担当する仕事のみを黙々とこなすのではなく、仕事の進め方で困っている人がいれば、他の人も加わって、文献を調べたり、活発な議論を交わしたりするなど、チームで仕事をする姿勢が整っていると思います。



名古屋地方裁判所 刑事部

中島 涼

Ryo Nakashima

～ある日の私～



朝、当日の予定を確認し、開廷表の掲示や法廷の設備など、開廷に向けた準備を行います。

その後、裁判に立ち会い、法廷事務を行います。

法廷事務がない日は、執務室において、来庁者の応対や電話応対、書類の作成、裁判の日程調整、郵便物の送付などを行います。

夕方には、次の日の裁判に必要な書類（証人や通訳人の宣誓書など）をあらかじめ準備します。

事務官 事務局

現在の仕事内容

裁判所の広報や、各種協議会の開催などの事務を担当しています。

例えば、裁判傍聴や裁判所見学会などの広報活動では、裁判所は国民の皆さんの信頼によって支えられていること、裁判がどのような場所で、どのように行われているのかということなどを、一人でも多くの方に知ってもらえればと思いながら仕事に取り組んでいます。

仕事をしていく中で成長した点

現在担当している事務では、裁判所の内部はもちろん、弁護士会、検察庁その他の外部機関との連絡調整が必要になるものもあります。事務の円滑な進行のためには、自分だけではなく、他の部署や外部機関の進行状況も確認した上で連絡調整をする必要があるため、広い視野で仕事全体のスケジュールを管理する能力が向上したと思います。

仕事上心掛けていること

所属部署の視点だけではなく、裁判所全体の視点で仕事に当たることを心掛けています。具体的には、疑問点や課題に直面したときに、自分だけで検討するのではなく、上司や同僚に率直に疑問を投げ掛けたり、気軽に意見交換するなどして、幅広い考え方を吸収するようにしています。また、他の裁判所の運用や過去の事例を参考にする際にも、常に改善の余地がないか、問題意識を持って取り組むようにしています。

裁判所で働くことのやりがい

小中学生を対象として、毎年夏休み期間中に、裁判所見学会を開催しています。

参加した児童や生徒から「楽しかった」、「裁判所が格好良く見えた」との感想をもらったときは、工夫や苦労をして準備した分、とても大きな達成感を得ることができました。

社会とのつながりを実感する一場面

新聞記者や見学会参加者などからは、裁判員制度についての質問が多く、社会的に関心が高いことを肌で感じています。

そのため、見学会においては、裁判員制度について、より多くの方に、少しでも理解してもらえるよう、分かりやすい説明を心掛けています。説明をした後に「裁判員をやってみたい」と言ってもらえたときは、とても嬉しく思います。



山形家庭裁判所
総務課庶務係

船山 美和子

Miwako Funayama

平成5年採用

▶ 事務官(白河、米沢、山形)



課長補佐 事務局

現在の仕事内容

私が所属する総務課は、庶務、広報及び人事を担当しています。その中で私は、情報セキュリティ対策を職員に周知、徹底したり、報道機関等からの照会への対応や、裁判所の手続を知ってもらうための広報の企画をするほか、職員の給与の決定事務に関与したり、職員向けの健康管理に関する講習会を企画するなどの仕事をしています。

また、管理職員として、総務課の各係の業務管理や部下職員の育成も担当しています。

管理職員として仕事上心掛けていること

部下職員を指導しながら育成していくことが管理職員の重要な仕事の一つだと思います。

部下職員の企画案を精査するときには的確なアドバイスをするためには、総務課だけでなく裁判所の仕事全般に精通することもちろん必要ですが、視野の広さも重要だと感じており、自己研さんを心掛けています。

また、部下職員の個性や能力にもしっかり目を向けるようにしています。

裁判所で働くことのやりがい

社会の紛争解決という重要な役割を担う裁判所で、裁判手続に関与したいという思いもあり、裁判部に所属し長く書記官として働いていました。

現在は事務局に所属しており、例えば、調停制度の広報活動を企画し、たくさんの方に参加してもらい、手続を知ってもらうなど、書記官とは違う形で裁判事務に貢献できるやりがいがあると考えています。

裁判所職員として求められる人材

平成21年に裁判員制度が導入されたほか、現在は家庭裁判所が変革の時期を迎えています。今後も、法律の改正はもちろん、社会の急激な変動にも適切に対応できるよう、裁判所も変化を続けていかなければなりません。裁判所職員としては、その変化を的確に受け止め、新しい発想や柔軟な思考をすることが求められています。

社会とのつながりを実感する一場面

少子高齢化社会が急速に進行するにつれて、家庭裁判所の成年後見関係の事件が増加するとともに、報道機関や外部機関からの照会も増加しており、その分野の注目度が高くなっていると感じます。

平成25年1月に家事事件手続法が施行されるなど、家庭裁判所にとって大きな変化のある時期ですが、外部からの照会に適切に対応できるように最新の情報を得るように心掛けています。



山口家庭裁判所
総務課

清木 修

Osamu Seiki

平成11年採用

▶ 事務官(下関)
▶ 書記官(徳山、三次、広島)
▶ 係長(広島)
▶ 主任書記官(岩国)
▶ 課長補佐(山口)



書記官

平成22年採用



現在の仕事内容

裁判員裁判などの刑事裁判を担当する部に所属しています。書記官として、裁判の立会い、調書の作成、裁判記録の保管、裁判の進行管理などを担当しているほか、裁判員候補者の中から裁判員を選ぶ選任手続にも立ち会っています。

仕事上心掛けていること

保釈請求などの被告人の身柄拘束に関する事務は、人権と密接に関係するため、正確性ととともに迅速性が求められます。そのような最優先で対応する必要がある事務とそれ以外の事務とがあるので、自分の仕事の中で常に優先順位を意識しています。

また、手続の進行を予測し、必要と思われる事務について十分に準備をしておき、迅速に対応できるように心掛けています。

職場の雰囲気

私の部では、毎週ミーティングを行い、担当する事件の問題点を議論したり、注意事項を確認したりしています。何でも相談しやすい雰囲気なので、疑問点を一人で抱え込むことなく仕事ができます。

社会とのつながりを実感する一場面

私が初めて担当した裁判員裁判は10日間に及び、証人の数も多い事件でした。裁判員の方々の負担を少しでも軽くし、短期間に集中的な裁判ができるように、裁判官と意思疎通を図りながら綿密な準備を行い、また、裁判員の立場に立って分かりやすい応対を心掛けました。

裁判が終わったときに、最初は不安そうな顔をされていた裁判員の方から「良い経験となった」、「充実した審理ができたと思う」との感想をいただき、本当に嬉しく思い、また、裁判員の方々と一緒にこの裁判を最後までやり遂げたと実感することができました。



奈良地方裁判所 刑事部

勝井 良衣

- ▶ 事務官(奈良)
- ▶ 書記官(奈良)

～ある日の私～



今日は裁判員等選任手続に立ち会います。適正に手続を進めるために常に緊張感を持って立ち会いますが、それとともに、裁判員候補者の方になるべく負担をかけないように、手続案内を担当する職員とも協力し、設取りよく手続を進めることにも心を配っています。問題なく手続が終了してほっとするのものの間、すぐに選任手続の調書を作成します。

書記官

現在の仕事内容

成年後見関係の手続を担当しています。成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方を保護するための制度であり、社会の高齢化に伴い、成年後見制度を利用される方も年々増加しています。

私は、主に、来庁者に対する説明、申立書類の審査、後見人から提出された報告書の審査などの事務を行っています。

仕事上心掛けていること

裁判所には、法律に馴染みのない方が数多く来られます。そういった方でも裁判所の手続をスムーズに利用できるように、法律用語を多用するのではなく、分かりやすい言葉で説明を行うように心掛けています。

また、成年後見制度が適正に運用されるためには、後見人の作成する報告書が大変重要ですが、その報告書が定められた期限までにきちんと提出されたか、スケジュール管理をして把握するなど、手続の適正にも心を配っています。

仕事をしていく中で成長した点

私はもともと、相手にうまく話を伝えることが苦手でした。しかし、裁判所には、手続を利用したいと考えている方が数多く来られて、手続の説明をする場面がよくあります。そのため、どうすれば、短い時間で、誤解のないように大事な点を相手に伝えることができるかを常に考えるようになり、徐々に、自分の言葉で臨機応変に説明をすることができるようになりました。

社会とのつながりを実感する一場面

社会の高齢化に伴い、成年後見制度を利用する方が年々増えており、国民にとって身近な制度になっています。

しかし、まだまだ、制度の内容について詳しいことが分からず、利用をためらっている方も多いと思われます。そういった方に対しては、制度の内容を丁寧に説明し、手続を利用してもらいやすいように努力しています。このような時、国民と裁判所をつなぐ架け橋になれているように感じます。

みなさんも、その架け橋になりませんか。



富山家庭裁判所 家事係

相馬 勇亮

平成17年採用

- ▶ 事務官(富山)
- ▶ 書記官(富山、高岡、富山)

～ある日の私～



まず、その日の予定を確認し、審判や面接があると、法廷等の部屋や書類の準備を行い、場合によっては、裁判官、家裁調査官、参与員と事前に協議を行います。次に、後見人から提出される報告書の提出期限が過ぎていないかどうかを確認し、仮に提出期限が過ぎていた場合は後見人に対し、催促をします。その後、申立書類や後見人から提出された報告書の審査を行ったり、来庁者に対し、手続等の説明を行います。

先輩職員からのメッセージ

裁判所書記官 編

裁判所は、適正で迅速な裁判により国民の権利や自由を守る、最終的なやりどころであり、裁判所職員はいつの時代でも裁判所がこのような役割を果たすことができるよう、刻々と変化する社会情勢に対応しながら職務を行っています。